

(2) 低燃費車に係る特例措置の延長 (自動車取得税)

内 容

地球温暖化対策及び地域環境対策を促進するため、低燃費車 (改正省エネ法に基づく燃費基準を上回る車) かつ (排出ガスが最新規制値の 3 / 4 以下の車) 以上である自動車を取得した場合の特例措置の適用期限を 1 年延長する。

自動車取得税：課税標準 取得価額から 30 万円を控除

